

#### (4) 介護休暇

##### □ 概説

1. 介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務をしないことが相当であると認められた場合における休暇とする。(給与条例第45条)

<b>要介護者の範囲</b>
----------------

- 職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母
- 祖父母及び兄弟姉妹（同居に限る）
- 同居で、かつ職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で次の者
  - ・ 父母の配偶者    ・ 配偶者の父母の配偶者    ・ 子の配偶者
  - ・ 配偶者の子        ・ 孫（その父母のいずれもが死亡している者に限る）

##### 2. 期間

要介護者について、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。(給与条例第45条2項)

##### 3. 取得できる単位

1日又は1時間とし、時間を単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。(給与条例施規第76条)

##### 4. 休暇の申請

- (1) 職員は、介護休暇を受けようとするときは、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに、別記第7号様式による介護休暇承認申請書を、任命権者（県費負担教職員については市町村教育委員会）に提出しなければならない。(給与条例施規第81条1項)
- (2) 介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を必要とするときは、2週間以上の期間について一括して申請しなければならない。(給与条例施規第81条2項)
- (3) 4の介護休暇承認申請書には、医師の証明書その他介護休暇の事由を明らかにする書面を添付しなければならない。(給与条例施規第81条3項)

##### 5. 給与上の扱い

介護休暇に係る日及び時間については、「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」の定めるところにより給与を減額する。昇給、諸手当等の算定その他給与上の取扱いについても関係条例、規則の定めるところによる。